

報 道 資 料

発表日：平成29年8月31日（木）
所 属：総務部知事公室防災統括室
企画・自衛隊誘致係：藤田、小西
電 話：0742-27-8425（ダイヤルイン）
内 線：2272、2271

災害時等の燃料等の優先供給に関する 奈良県石油商業組合と奈良県との協定締結について

災害時等における燃料等の優先供給に関して、奈良県石油商業組合（以下「組合」という。）と奈良県が次のとおり協定を締結します。

記

1 趣旨

この協定は、奈良県内で災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るため、組合と奈良県が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

2 経緯

本県における平成23年の紀伊半島大水害をはじめ、東日本大震災や熊本地震など近年、大規模な災害が発生している。

災害時の応急対策にあたっては、燃料等の供給は必要不可欠であり、行政機関をはじめとする施設や車両などへの燃料等の優先供給が、特に重要となっている。

また、石油商業組合では組合員事業所の給油所において、災害発生時の緊急車両への給油を行う実地訓練などに取り組まれている。

これらのことから、今般、組合と県との間で、災害時等の燃料等の優先供給に関する協定を締結することに合意した。

3 協定の主な内容

(1) 優先供給先について

災害応急対策を行う行政機関、医療・福祉関係等の施設、車両、及び避難所などを優先供給の対象とする。

(2) 協力体制の整備について

組合及び県は、平素より必要に応じて、相互の防災対策の整備状況について情報の交換等を行う。

4 協定書取り交わし式

組合と県が以下により協定書の取り交わし式を行います。

- ・日時 平成29年9月11日（月）14時～14時20分
- ・場所 奈良県庁本庁舎2階 危機管理監室（奈良市登大路町30番地）
- ・出席者 奈良県石油商業組合理事長 松本 安司
奈良県危機管理監 中 幸司 ほか

5 参考資料

「災害時等における燃料供給等に関する協定書」
「災害時等における燃料供給等に関する協定書実施細則」